

		3	同法第6条の規定による急傾斜地崩壊危険区域の標識の設置						○	土木事務所長	
		4	同法第7条第1項の規定による急傾斜地崩壊危険区域内において行う行為の許可 (一) 同項第2号に掲げる行為に係るもの (二) 一つ以外のもの		○				○	土木事務所長	
		5	同法第8条第1項の規定による許可の取消し等の監督処分 (一) 砂防利水課の項の4の(一)に係るもの (二) 砂防利水課の項の4の(二)に係るもの		○				○	土木事務所長	
		6	同法第9条第3項の規定による急傾斜地崩壊防止工事の施行その他必要な措置を採るべき旨の勧告		○						
		7	同法第10条第1項の規定による急傾斜地崩壊防止工事の発令		○						
		8	同法第11条第1項の規定による急傾斜地崩壊危険区域内の土地への立入り検査						○	土木事務所長	
		9	同法第26条の規定による急傾斜地崩壊危険区域内の土地の所有者等からの報告の聴取						○	土木事務所長	
		10	同法第17条第1項の規定による営工事のための土地の立入り又は一時使用		○						
		11	同法第18条第3項の規定による急傾斜地崩壊防止工事に伴う損失の補償についての協議		○						
	建築課 一 営繕工事に係る知事の権限に係る事務	1	1	営繕工事の執行の決定 (一) 請負対象設計金額(請負契約の対象となる部分の設計金額をいう。建築法の項の一及び二において同じ。)が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が500万円以上2億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象設計金額が500万円未満の工事に係るもの		○					
					2	2	営繕工事に係る起工の決定 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が1億円未満の工事に係るもの イ 建築工事に係るもの (イ) 工事費が1,000万円以上の工事に		○		
1	1	1	営繕工事に係る起工の決定 (一) 請負対象設計金額(請負契約の対象となる部分の設計金額をいう。建築法の項の一及び二において同じ。)が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が500万円以上2億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象設計金額が500万円未満の工事に係るもの		○						
1	1	1	営繕工事に係る起工の決定 (一) 請負対象設計金額(請負契約の対象となる部分の設計金額をいう。建築法の項の一及び二において同じ。)が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が500万円以上2億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象設計金額が500万円未満の工事に係るもの			○					
1	1	1	営繕工事に係る起工の決定 (一) 請負対象設計金額(請負契約の対象となる部分の設計金額をいう。建築法の項の一及び二において同じ。)が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が500万円以上2億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象設計金額が500万円未満の工事に係るもの				○				

<p>(二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>イ 建築工事に係るもの</p> <p>(イ) 工事費が1億円以上の工事に係るもの</p> <p>(ロ) 工事費が1億円未満の工事に係るもの</p> <p>a 特別な技術も必要とする工事又は営繕費に係る本庁舎及び議会棟の工事に係るもの</p> <p>b a以外のもの</p> <p>(a) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>(b) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>(c) 米子土木事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>ロ 設備工事に係るもの</p> <p>(イ) 工事費が2,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>(ロ) 工事費が2,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>a 特別な技術も必要とする工事に係るもの</p> <p>b a以外のもの</p> <p>(a) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>(b) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>(c) 米子土木事務所及び日野総合事務所の管轄</p>	○	○	○	○	鳥取土木事務所長	○	倉吉土木事務所長	○	米子土木事務所長	○	鳥取土木事務所長	○	倉吉土木事務所長	○	米子土木事務所長
<p>(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの</p> <p>(2) 工事費が1億円未満の工事に係るもの</p> <p>イ 建築工事に係るもの</p> <p>(イ) 工事費が7,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>(ロ) 工事費が7,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>a 特別な技術も必要とする工事又は営繕費に係る本庁舎及び議会棟の工事に係るもの</p> <p>b a以外のもの</p> <p>(a) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>(b) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>(c) 米子土木事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>ロ 設備工事に係るもの</p> <p>(イ) 工事費が2,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>(ロ) 工事費が2,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>a 特別な技術も必要とする工事に係るもの</p> <p>b a以外のもの</p> <p>(a) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>(b) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>(c) 米子土木事務所及び日野総合事務所の管轄</p>	○	○	○	○	鳥取土木事務所長	○	倉吉土木事務所長	○	米子土木事務所長	○	鳥取土木事務所長	○	倉吉土木事務所長	○	米子土木事務所長

<p>区域に係るもの</p>								
<p>3 営繕工事に係る請負契約の締結を任意契約の方法によること の決定 (一) 請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が1,000万円以上1億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象設計金額が1,000万円未満の工事に係るもの (1) 特殊な技術を必要とする工事又は営繕費に係る本庁舎及び議会棟の工事に係るもの (2) (1)以外のもの イ 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの ロ 倉吉土木事務所 ハ 米子土木事務所及び隠岐総合事務所の管轄区域に係るもの</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○ 鳥取土木事務所長 ○ 倉吉土木事務所長 ○ 米子土木事務所長</p>
<p>4 営繕工事に係る請負契約の締結の決定 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 建築工事に係るもの イ 請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの ロ 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの (イ) 特殊な技術を必要とする工事又は営繕費に係る本庁舎及び議会棟の工事に係るもの (ロ) (イ)以外のもの a 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所 の管轄区域に係るもの b 倉吉土木事務所 の管轄区域に係るもの c 米子土木事務所 及び隠岐総合事務所の管轄区域に係るもの (2) 設備工事に係るもの イ 請負対象設計金額が2,000万円以上の工事に係るもの ロ 請負対象設計金額が2,000万円未満の工事に係るもの (イ) 特殊な</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○ 鳥取土木事務所長 ○ 倉吉土木事務所長 ○ 米子土木事務所長</p>
<p>区域に係るもの</p>								

<p>技術を必要とする工事に係るもの (ロ) (イ)以外のもの a 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの b 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの c 米子土木事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの</p>						○	鳥取土木事務所 所長																			○	鳥取土木事務所 所長		
<p>5. 営繕工事に係る土地、水田等の測量及び調査 (一) 契約の対象となる部分の金額が1億円以上の工事に係るもの (二) 契約の対象となる部分の金額が3,000万円以上1億円未満の工事に係るもの (三) 契約の対象となる部分の金額が3,000万円未満の工事に係るもの (1) 契約の対象となる部分の金額が2,000万円以上の工事に係るもの (2) 契約の対象となる部分の金額が2,000万円未満の工事に係るもの イ 特殊な技術を必要とする工事又は営繕費に係る本庁舎及び議金庫の工事に係るもの ロ イ以外のもの (イ) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの (ロ) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの (ハ) 米子土木事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの</p>	○	○	○	○	○	○	鳥取土木事務所 所長																			○	鳥取土木事務所 所長		
<p>6. 営繕工事に係る設計又は監督の委託の決定 (一) 契約の対象となる部分の金額が1億円以上の工事に係るもの (二) 契約の対象となる部分の金額が3,000万円以上1億円未満の工事に係るもの (三) 契約の対象となる部分の金額が3,000万円未満の工事に係るもの (1) 契約の対象となる部分の金額が500万円以上の工事に係るもの (2) 契約の対象となる部分の金額が500万円未満の工事に係るもの</p>	○	○	○	○	○	○	鳥取土木事務所 所長																			○	鳥取土木事務所 所長		
<p>技術を必要とする工事に係るもの (ロ) (イ)以外のもの a 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの b 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの c 米子土木事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの</p>							○	鳥取土木事務所 所長																				○	鳥取土木事務所 所長
<p>6. 営繕工事に係る土地、水田等の測量及び調査 (一) 契約の対象となる部分の金額が1億円以上の工事に係るもの (二) 契約の対象となる部分の金額が3,000万円以上1億円未満の工事に係るもの (三) 契約の対象となる部分の金額が3,000万円未満の工事に係るもの (1) 契約の対象となる部分の金額が2,000万円以上の工事に係るもの (2) 契約の対象となる部分の金額が2,000万円未満の工事に係るもの イ 特殊な技術を必要とする工事又は営繕費に係る本庁舎及び議金庫の工事に係るもの ロ イ以外のもの (イ) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの (ロ) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの (ハ) 米子土木事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの</p>	○	○	○	○	○	○	鳥取土木事務所 所長																				○	鳥取土木事務所 所長	
<p>7. 営繕工事に係る設計又は監督の委託の決定 (一) 契約の対象となる部分の金額が1億円以上の工事に係るもの (二) 契約の対象となる部分の金額が3,000万円以上1億円未満の工事に係るもの (三) 契約の対象となる部分の金額が3,000万円未満の工事に係るもの (1) 契約の対象となる部分の金額が500万円以上の工事に係るもの (2) 契約の対象となる部分の金額が500万円未満の工事に係るもの</p>	○	○	○	○	○	○	鳥取土木事務所 所長																				○	鳥取土木事務所 所長	

	<p>イ 特殊な技術 を必要とする 工事又は営繕 費に係る本庁 舎及び議会議 の工事に係る もの</p> <p>ロ イ以外のもの</p> <p>(イ) 鳥取土 木事務所及 び郡家土木 事務所の管 轄区域に係 るもの</p> <p>(ロ) 倉吉土 木事務所の 管轄区域に 係るもの</p> <p>(ハ) 米子土 木事務所及 び日野総合 事務所の管 轄区域に係 るもの</p>	○		○ 鳥取土木事務所 所長					○ 鳥取土木事務所 所長
	7 他部署の所掌に係る 営繕工事の受託の 決定	○							
	<p>8 営繕工事に係る一 般競争入札又は指名 競争入札の執行 (一) 建設工事に係 るもの</p> <p>(1) 請負対象設 計金額が1,000 万円未満の工事(特 殊な技術を必要 とする工事又は 営繕費に係る本 庁舎及び議会議 の工事を除く。) に係るもので 鳥取土木事務所 及び郡家土木 事務所の管轄区域 に係るもの</p> <p>(2) 請負対象設 計金額が1,000 万円未満の工事(特 殊な技術を必要 とする工事又は 営繕費に係る本 庁舎及び議会議 の工事を除く。) に係るもので 倉吉土木事務所 の管轄区域に係 るもの</p> <p>(3) 請負対象設 計金額が1,000 万円未満の工事(特 殊な技術を必要 とする工事又は 営繕費に係る本 庁舎及び議会議 の工事を除く。) に係るもので 米子土木事務所 及び日野総合事 務所の管轄区域 に係るもの</p> <p>(二) 設備工事に係 るもの</p> <p>(1) 請負対象設 計金額が2,000 万円未満の工事 (特殊な技術を 必要とする工事 を除く。)に係 るもので鳥取土 木事務所及び郡 家土木事務所の 管轄区域に係る もの</p> <p>(2) 請負対象設 計金額が2,000 万円未満の工事 (特殊な技術を 必要とする工事 を除く。)に係 るもので倉吉土 木事務所の管轄 区域に係るもの</p> <p>(3) 請負対象設 計金額が2,000 万円未満の工事 (特殊な技術を 必要とする工事 を除く。)に係 るもので米子土 木事務所及び日</p>			○ 鳥取土木事務所 所長	○ 倉吉土木事務所 所長	○ 米子土木事務所 所長			○ 鳥取土木事務所 所長

<p>円以上の工事に係るもの</p> <p>□ 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの</p> <p>(イ) 特殊な技術を必要とする工事又は営繕費に係る本庁舎及び議会棟の工事に係るもの</p> <p>(ロ) (イ)以外のもの</p> <p>a 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>b 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>c 米子土木事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>(2) 設備工事に係るもの</p> <p>イ 請負対象設計金額が2,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>ロ 請負対象設計金額が2,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>(イ) 特殊な技術を必要とする工事に係るもの</p> <p>(ロ) (イ)以外のもの</p> <p>a 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>b 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>c 米子土木事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの</p>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
<p>4 同規則第19条第1項の規定による入札参加者の指名</p> <p>(一) 請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 建築工事に係るもの</p> <p>イ 特殊な技術を必要とする工事又は営繕費に係る本庁舎及び議会棟の工事に係るもの</p> <p>ロ イ以外のもの</p> <p>(イ) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの</p>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
<p>7,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>□ 請負対象設計金額が7,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>(イ) 特殊な技術を必要とする工事又は営繕費に係る本庁舎及び議会棟の工事に係るもの</p> <p>(ロ) (イ)以外のもの</p> <p>a 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>b 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>c 米子土木事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>(2) 設備工事に係るもの</p> <p>イ 請負対象設計金額が2,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>ロ 請負対象設計金額が2,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>(イ) 特殊な技術を必要とする工事に係るもの</p> <p>(ロ) (イ)以外のもの</p> <p>a 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>b 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>c 米子土木事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの</p>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
<p>4 同規則第19条第1項の規定による入札参加者の指名</p> <p>(一) 請負対象設計金額が7,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が7,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 建築工事に係るもの</p> <p>イ 特殊な技術を必要とする工事又は営繕費に係る本庁舎及び議会棟の工事に係るもの</p> <p>ロ イ以外のもの</p> <p>(イ) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの</p>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

<p>(ロ) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの (ハ) 米子土木事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの (2) 設備工事に係るもの イ 請負対象設計金額が2,000万円以上の工事に係るもの ロ 請負対象設計金額が2,000万円未満の工事に係るもの (イ) 特殊な技術を必要とする工事に係るもの (ロ) (イ)以外のもの a 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの b 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの c 米子土木事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>
<p>5 同規則第21条第1項の規定による見積書の提出者の決定 (一) 請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が1,000万円以上1億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象設計金額が1,000万円未満の工事に係るもの (1) 特殊な技術を必要とする工事又は営繕費に係る本庁舎及び議会棟の工事に係るもの (2) (1)以外のもの イ 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの ロ 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの ハ 米子土木事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>
<p>6 同規則第22条の規定による請負契約の相手方の決定 (一) 請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が1,000万円以上1億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象設計金額が1,000万円未満の工事に係るもの (1) 特殊な技術を必要とする工事又は営繕費に係る本庁舎及び議会棟の工事に</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>
<p>(ロ) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの (ハ) 米子土木事務所及び根国土木事務所の管轄区域に係るもの (2) 設備工事に係るもの イ 請負対象設計金額が2,000万円以上の工事に係るもの ロ 請負対象設計金額が2,000万円未満の工事に係るもの (イ) 特殊な技術を必要とする工事に係るもの (ロ) (イ)以外のもの a 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの b 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの c 米子土木事務所及び根国土木事務所の管轄区域に係るもの</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>

<p>係るもの (2) (1)以外のもの イ 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの ロ 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの ハ 米子土木事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの</p>			<p>○ 鳥取土木事務所長 ○ 倉吉土木事務所長 ○ 米子土木事務所長</p>	<p>係るもの (2) (1)以外のもの イ 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの ロ 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの ハ 米子土木事務所及び日野土木事務所の管轄区域に係るもの</p>			<p>○ 鳥取土木事務所長 ○ 倉吉土木事務所長 ○ 米子土木事務所長</p>
<p>7 同規則第26条ただし書の規定による権利義務の譲渡等の承認 (一) 請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額。以下建築課の項の二において同じ。)が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの</p>	<p>○ ○</p>			<p>7 同規則第26条ただし書の規定による権利義務の譲渡等の承認 (一) 請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額。以下建築課の項の二において同じ。)が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p>	<p>○ ○</p>		
<p>8 同規則第28条の規定による下請負者等に関する報告の要求 (一) 特殊な技術を必要とする工事又は営繕費に係る本庁舎及び議会議場の工事に係るもの (二) (一)以外のもの (1) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの (2) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの (3) 米子土木事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの</p>	<p>○</p>		<p>○ 鳥取土木事務所長 ○ 倉吉土木事務所長 ○ 米子土木事務所長</p>	<p>8 同規則第27条ただし書の規定による工事の一括下請負等の承認 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p>	<p>○ ○</p>		
<p>9 同規則第30条第1項の規定による工事の監督の委託 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費(請負契約の締結後に工事費を変更した場合にあっては、当初の工事費。以下建築課の項の二において同じ。)が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの</p>	<p>○ ○</p>			<p>9 同規則第28条の規定による下請負者等に関する報告の要求 (一) 特殊な技術を必要とする工事又は営繕費に係る本庁舎及び議会議場の工事に係るもの (二) (一)以外のもの (1) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの (2) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの (3) 米子土木事務所及び日野土木事務所の管轄区域に係るもの</p>	<p>○ ○</p>		<p>○ 鳥取土木事務所長 ○ 倉吉土木事務所長 ○ 米子土木事務所長</p>
<p>10 同規則第30条第1項の規定による工事の監督の命令 (一) 特殊な技術を必要とする工事又は営繕費に係る本庁舎及び議会議場の工事に係るもの (二) (一)以外のもの (1) 鳥取土木事務所</p>	<p>○</p>		<p>○ 鳥取土木事務所</p>	<p>10 同規則第30条第1項の規定による工事の監督の委託 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 工事費(請負契約の締結後に工事費を変更した場合にあっては、当初の工事費。以下建築課の項の二において同じ。)が1億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が1億円未満の工事に係るもの</p>	<p>○ ○</p>		
				<p>11 同規則第30条第1項の規定による工事の監督の命令 (一) 特殊な技術を必要とする工事又は営繕費に係る本庁舎及び議会議場の工事に係るもの (二) (一)以外のもの (1) 鳥取土木事務所</p>	<p>○</p>		<p>○ 鳥取土木事務所</p>

事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの (2) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの (3) 米子土木事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの				所長 倉吉土木事務所長 米子土木事務所長				事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの (2) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの (3) 米子土木事務所及び根国土木事務所の管轄区域に係るもの	所長 倉吉土木事務所長 米子土木事務所長
<p>11 同規則第33条第1項及び第2項の規定による措置の要求</p> <p>(一) 請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 建築工事に係るもの</p> <p>イ 特殊な技術を必要とする工事又は宮積費に係る本庁舎及び議会議場の工事に係るもの</p> <p>ロ イ以外のもの</p> <p>(イ) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>(ロ) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>(ハ) 米子土木事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>(2) 設備工事に係るもの</p> <p>イ 請負対象設計金額が2,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>ロ 請負対象設計金額が2,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>(イ) 特殊な技術を必要とする工事に係るもの</p> <p>(ロ) (イ)以外のもの</p> <p>a 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>b 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>c 米子土木事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの</p>	○	○	○	鳥取土木事務所長 倉吉土木事務所長 米子土木事務所長	○	○	○	鳥取土木事務所長 倉吉土木事務所長 米子土木事務所長	
<p>12 同規則第36条第7項、第37条後段、第39条第5項、第40条後段及び第40条の2第3項の規定による工期又は請負代金の額の変更</p> <p>(一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの</p>	○	○			○	○	○		

<p>(2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの イ 工期の変更 (イ) 建築工事に係るもの a 請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの b 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの (a) 特殊な技術を必要とする工事又は営業費に係る本庁舎及び議会棟の工事に係るもの (b) (a)以外のもの I 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所 II 倉吉土木事務所 III 米子土木事務所及び日置総合事務所の管轄区域に係るもの (ロ) 設備工事に係るもの a 請負対象設計金額が2,000万円以上の工事に係るもの b 請負対象設計金額が2,000万円未満の工事に係るもの (a) 特殊な技術を必要とする工事に係るもの (b) (a)以外のもの</p>	○	○	○	鳥取土木事務所 所長	○	倉吉土木事務所 所長	○	米子土木事務所 所長	○	○	○	鳥取土木事務所 所長	○	倉吉土木事務所 所長	○	米子土木事務所 所長	○	○	○	○	<p>(2) 工事費が1億円未満の工事に係るもの イ 工期の変更 (イ) 建築工事に係るもの a 請負対象設計金額が7,000万円以上の工事に係るもの b 請負対象設計金額が7,000万円未満の工事に係るもの (a) 特殊な技術を必要とする工事又は営業費に係る本庁舎及び議会棟の工事に係るもの (b) (a)以外のもの I 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所 II 倉吉土木事務所 III 米子土木事務所及び日置土木事務所の管轄区域に係るもの (ロ) 設備工事に係るもの a 請負対象設計金額が2,000万円以上の工事に係るもの b 請負対象設計金額が2,000万円未満の工事に係るもの (a) 特殊な技術を必要とする工事に係るもの (b) (a)以外のもの</p>
--	---	---	---	---------------	---	---------------	---	---------------	---	---	---	---------------	---	---------------	---	---------------	---	---	---	---	--

	<p>I 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>II 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>III 米子土木事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>□ 請負代金の変更</p>					<p>○ 鳥取土木事務所長</p> <p>○ 倉吉土木事務所長</p> <p>○ 米子土木事務所長</p>								<p>○ 鳥取土木事務所長</p> <p>○ 倉吉土木事務所長</p> <p>○ 米子土木事務所長</p>
	<p>13 同規則第36条第7項後段、第37条後段、第40条後段及び第40条の2第3項(同規則第68条第2項において準用する場合を含む。)の規定による必要な負担の決定</p> <p>(一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの ○</p> <p>(二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの ○</p> <p>(1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの ○</p> <p>(2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの ○</p>													
	<p>14 同規則第39条第4項の規定による工事内容の変更等</p> <p>(一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの ○</p> <p>(二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの ○</p> <p>(1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの ○</p> <p>(2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの ○</p> <p>イ 建設工事に係るもの ○</p> <p>(イ) 工事費が1億円以上の工事に係るもの ○</p> <p>(ロ) 工事費が1億円未満の工事に係るもの ○</p> <p>a 特殊な技術を必要とする工事又は営繕費に係る本庁舎及び議会議場の工事に係るもの ○</p> <p>b a以外のもの ○</p> <p>(a) 鳥取土木</p>					<p>○ 鳥取土木事務所長</p>								

<p>事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>(b) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>(c) 米子土木事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>□ 設備工事に係るもの</p> <p>(イ) 工事費が2,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>(ロ) 工事費が2,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>a 特殊な技術を必要とする工事に係るもの</p> <p>b a以外のもの</p> <p>(a) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>(b) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>(c) 米子土木事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの</p>				<p>○ 倉吉土木事務所長</p> <p>○ 米子土木事務所長</p> <p>○ 鳥取土木事務所長</p> <p>○ 倉吉土木事務所長</p> <p>○ 米子土木事務所長</p>					<p>事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>(b) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>(c) 米子土木事務所及び根土土木事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>□ 設備工事に係るもの</p> <p>(イ) 工事費が2,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>(ロ) 工事費が2,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>a 特殊な技術を必要とする工事に係るもの</p> <p>b a以外のもの</p> <p>(a) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>(b) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>(c) 米子土木事務所及び根土土木事務所の管轄区域に係るもの</p>				<p>○ 倉吉土木事務所長</p> <p>○ 米子土木事務所長</p> <p>○ 鳥取土木事務所長</p> <p>○ 倉吉土木事務所長</p> <p>○ 米子土木事務所長</p>		
<p>15 同規則第40条前段の想定による工事の内容の変更等</p> <p>(一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>イ 建設工事に係るもの</p> <p>(イ) 工事費が1億円以上の工事に係るもの</p> <p>(ロ) 工事費が1億円未満の工事に係るもの</p> <p>a 特殊な技術を必要とする工事又は</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>
<p>16 同規則第40条前段の想定による工事の内容の変更等</p> <p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの</p> <p>(2) 工事費が1億円未満の工事に係るもの</p> <p>イ 建設工事に係るもの</p> <p>(イ) 工事費が7,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>(ロ) 工事費が7,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>a 特殊な技術を必要とする工事又は</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>

	<p>○ 営繕費に係る本庁金及び協議会様の工事に係るもの</p> <p>b a以外 のもの (a) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>(b) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>(c) 米子土木事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>□ 設備工事に係るもの</p> <p>(イ) 工事費が2,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>(ロ) 工事費が2,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>a 特殊な技術を必要とする工事に係るもの</p> <p>b a以外 のもの (a) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>(b) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>(c) 米子土木事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの</p>	<p>○ 鳥取土木事務所 所長</p> <p>○ 倉吉土木事務所 所長</p> <p>○ 米子土木事務所 所長</p> <p>○ 鳥取土木事務所 所長</p> <p>○ 倉吉土木事務所 所長</p> <p>○ 米子土木事務所 所長</p>					<p>○ 鳥取土木事務所 所長</p> <p>○ 倉吉土木事務所 所長</p> <p>○ 米子土木事務所 所長</p> <p>○ 鳥取土木事務所 所長</p> <p>○ 倉吉土木事務所 所長</p> <p>○ 米子土木事務所 所長</p>
<p>16. 同規則第40条の2第1項及び第2項の規定による工事の施工の一時的中止</p> <p>(一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>イ 建設工事に係るもの</p> <p>(イ) 工事費が1億円以上の工事に</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>						<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>